

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
7月14日（火）	危機管理政策課	088-621-2793	地面・坂東

危機管理連絡会議の開催結果について

以下のとおり、危機管理連絡会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和8年7月14日（火） 午前9時30分から午前9時40分まで
- 2 場 所：県庁4階 災害対策本部室（4H）
- 3 出席者：徳島地方気象台調査官、危機管理部副部長、保健福祉部地域保健統括監、
危機管理部次長、健康寿命推進課副課長、畜産振興課家畜防疫対策担当課長
各部局主管課副課長など計20名
- 4 協議概要：「熱中症に関する注意喚起」について
「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」改正について

■徳島地方気象台から、「今後の気温の見通し」について説明

- ・向こう1週間の日最高気温は32℃～36℃の予想。
- ・2週間の最高気温は、平年と比べて「かなり高い」または「高い」状態が続く見込み。
- ・向こう1か月（7月11日～8月10日）平均気温は、平年より「高い」確率が50%。
- ・3か月（7月～9月）の平均気温は、平年より「高い」確率が50%。

■健康寿命推進課から、「熱中症の注意喚起」について説明

1. 熱中症に関する注意喚起について
 - ・本日、徳島県において今年初の熱中症警戒アラートが発表された。
 - ・熱中症予防については県 SNS を活用し、県民の皆さんに情報提供を行っており、今後も熱中症警戒情報など発表の場合にはタイムリーな情報発信を行い、県民への注意喚起を行う。
2. 熱中症の対策について
 - ・屋内での熱中症予防にはエアコンの利用が効果的であるため、夜間も含め、気温が高くなる時間帯にはためらわずエアコンを使用するよう、各方面への注意喚起をお願いしたい。
 - ・屋外においても、これから農作業やスポーツ、イベントの機会も増えるため、各種チラシを活用し、正しい熱中症の予防行動について、改めて関係者への周知をお願いしたい。
 - ・暑さに対してハイリスク者となる高齢者や、自分でこまめな水分補給が難しい乳幼児、小中学生については、本人が気づかないうちに危険な状態となることがあるため、周りの方からの水分補給や休養などの声かけが重要であることの再周知をお願いしたい。

■畜産振興課家畜防疫対策担当課長から、「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」改正について説明

1. 改定の目的について
 - ・近年、国内の家きんおよび野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生が、近隣国よりも早くなっている。
 - ・現行のアラートのステージごとの警戒レベルを本県養鶏業における対応と合致させるため、本アラートの発動基準について見直しを行い改定することとした。
2. 変更内容について
 - ・発動基準について、国内における発生地点が徳島県に近づくにつれてステージが引き上げられるよう変更する。
 - ・解除基準について、発動基準を満たさなくなった場合に解除（引き下げ）することを明確化する。
 - ・発生シーズンまでの現場レベルの浸透期間を勘案し、令和8年8月1日から新アラートの運用を開始する。

■保健福祉部地域保健統括監から、各部局に次のとおり指示

- 「熱中症に関する注意喚起」について
 - ・熱中症は、県民一人一人の予防行動が重要であるため、引き続き、県民の皆様、関係団体に対して、注意喚起・啓発を行うこと。
 - ・特に、高齢者や子どもなど、熱中症のリスクが高い方への見守りや声かけなどに、留意すること。
 - ・「熱中症警戒アラート」発表の有無にかかわらず、熱中症のリスクは高まるため、県 HP や県公式 SNS を活用し、重層的かつタイムリーに呼びかけを行うこと。

■危機管理部副部長から、各部局に次のとおり指示

- 「熱中症に関する注意喚起」について
 - ・各部局においては、県民の皆様に対する注意喚起・啓発に加えて、企業において、昨年6月から、職場における適切な熱中症対策が義務づけられていることから、それぞれの現場において、適切な対応がとられるよう、関係者への周知徹底を行うこと。
- 「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」改正について
 - ・各部局において、庁内職員への周知を行うこと。